

委員会からのお知らせ

第166回食品安全委員会議事概要

平成18年11月2日(木) 14:00~15:05

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

●食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について

・厚生労働省から説明。

・食品健康影響評価を依頼された事項としては、既存添加物61品目に係る63成分規格及び一般飲食物添加物1品目に係る1成分規格の新たな作成、ならびに指定添加物13品目に係る14成分規格及び既存添加物14品目に係る13成分規格について純度試験の見直しに伴う改正について意見が求められ、質疑の結果、特にヒトへの健康に及ぼす影響はないと考えられるとされた。

・「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するか否かについて、一般試験法の改正、成分規格の定義の明確化、化合物等についてIUPAC(国際純正・応用化学連合)命名法に基づく名称の付記等については、明らかに評価の必要はないと考えられるとされた。これらの要請等については、専門調査会の審議は必要ないとして、長尾委員を中心に委員会で評価書素案等を取りまとめることとなった。

<参考>

・食品添加物公定書は、食品衛生法の規定により厚生労働大臣が作成するものであり、我が国における食品添加物の通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準各条、製造基準、使用基準及び表示基準を規定したものです。昭和35年に第1版が作成されて以来、平成11年の第7版まで、逐次改正が行われてきており、今回、第8版の作成に際し、食品安全委員会に対し意見を求めてきています。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1) 「フルニキシンメグルミン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 馬の運動器疾患に伴う炎症及び疼痛(とうつう・ずきずきした痛み)の緩和、疝痛(せんつう・激しい発作性の腹痛)などの鎮痛に用いられています。

(3) 米国産牛肉の輸入手続再開後の状況について

・厚生労働省から輸入動向、未通関牛肉の取り扱いについて説明。

・質疑の後、説明内容については、事務局からブリオン専門調査会専門委員へ伝えることとなった。

(4) 食品安全委員会の10月の運営について

・事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)